



資産運用立国の実現と 市場の信頼性確保に向けた取組

証券取引等監視委員会
事務局長 井上 俊剛

2025（令和7）年6月5日
一般社団法人 日本投資顧問業協会 講演資料





目次

1. 資産運用立国の実現	P 3
(1) 資産運用立国のコンセプト等	P 3
2. 市場の信頼性確保に向けた取組	P 7
(1) 2024事務年度 金融行政方針	P 7
(2) 検査結果に基づく行政処分勧告等	P 9
(3) 不公正取引に係る課徴金納付命令勧告及び告発	P14
(4) 大量保有報告制度に係る課徴金納付命令勧告	P18
(5) 新しい協会における自主規制機能強化への期待	P22
3. 参考資料	P24
(1) 証券取引等監視委員会 中期活動方針（第11期）	P25
(2) 令和6事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント	P28
(3) 証券モニタリング概要・事例集（検査指摘事項）	P30



1. 資産運用立国の実現

(1) 資産運用立国のコンセプト等

資産運用立国のコンセプト

- 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。
 - 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
 - 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
 - その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、投資に関与する各主体をターゲットとした取組を進めていく（各主体に向けた取組全体が資産運用立国に向けた取組）。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

販売会社（銀行・証券）、アドバイザー
による顧客本位の業務運営の確保

① **資産所得倍増プラン**
（2022年11月）

家計の安定的な資産形成
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

③ **資産運用業・アセットオーナーシップ改革**

資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

② **コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた
アクション・プログラム**（2023年4月）

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

家計の安定的な資産形成の支援

新NISA

24/1開始

○ 24/12末で、口座数：**2,560万口座**、総買付額：**53兆円**

– 1年間で、+436万口座（+21%）、+17.4兆円（+49%）

– 23年同期比で、**買付額は3倍以上の増加ペース**

– 18歳以上の国民の4人に1人が口座を保有する状況

※ 日証協の集計（大手証券10社）によれば、25/2末時点で、

総買付額は政府目標である56兆円を突破。

政府目標

27年末に

・ 3,400万口座

・ 56兆円

iDeCo

（個人年金）

次期年金制度
改正法案等での
措置を検討

○ **拠出限度額の引き上げを予定**

– 厚生年金被保険者（企業年金なし）：**月2.3万円** → **月6.2万円**

– 同（企業年金あり）：**月2.0万円** → **月6.2万円**（企業年金と合算した上限）

– 国民年金第1号被保険者：**月6.8万円** → **月7.5万円**（国民年金基金と合算した上限）

○ 加入可能年齢の上限引き上げを予定（65歳未満→70歳未満）

○ 24/4に**金融経済教育推進機構（J-FLEC）**を設立。

○ 学校・企業への講師派遣（目標：年1万回、75万人参加）や、電話・オンラインでの個別相談、学校教育へのアドバイス提供、全国各地での教育イベントを展開。

金融経済教育

コーポレートガバナンス改革

○ 自律的な改革の実践に向け、以下を予定。

● **スチュワードシップ・コードを見直し**（実質株主の透明性向上等）（25/3パブコメ開始）

● **政策保有株式の開示事項を追加**（25年3月期より適用開始予定）

（5年以内に純投資目的に変更した株式の銘柄、株式数、保有目的の変更理由や変更後の保有・売却方針など）

○ 東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」要請（23/3）に係る取組もフォロー。

※ PBR等の改善計画を開示したプライム上場企業 23/12：49% → 25/2：91%

資産運用業の高度化（既存の事業者の運用力向上と新規参入・競争の促進）

- 金融庁の要請に基づき、昨年順次、大手金融グループにおいて運用力向上・ガバナンス改善等を図るためのプランを公表。そのフォローを行うとともに、現在、金融機関の**資産運用ビジネス**の高度化に向けた**横断的なモニタリング**を実施中（6月目途に結果を公表）
- 24/6に「**金融・資産運用特区**実現パッケージ」を公表（北海道・札幌市、東京都、大阪府・市、福岡県・市を対象地域に決定）し、パッケージに基づき、規制改革等を順次実施。今後、4自治体と連携し**プロモーション施策**を実施予定。
- **新興運用業者の促進**に向けた規制緩和（法令遵守事務・計理業務の外部委託による要件緩和）（24/5に法改正、25/5までに施行）
- 日本に新規参入する海外事業者の事前相談や、登録手続、登録後の監督を切れ目なく英語で対応する「**拠点開設サポートオフィス**」を21/1に日本橋兜町に開設。25/1末時点で45件の登録を完了。
- 金融業の柱の1つとして資産運用業の発展を継続して推進するため、**金融庁に「資産運用課」を設置予定**（令和7年度中）

アセットオーナーの機能向上

- 24/8に「**アセットオーナー・プリンシプル**」（アセットオーナーに係る共通の原則）を策定。関係省庁が連携して周知を行っているところ。
※アセットオーナーの例：公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド、学校法人 等
※25/2末時点で、120の機関が受入表明（公的年金等:14、企業年金:54、保険:32、学校法人等:19、その他：1）
- **企業年金**の運用状況等の情報の**他社と比較できる「見える化」**を実施予定（厚労省が情報を集約・公表）（次期年金制度改革法案等での措置を検討。その後、システム開発に着手）

➡ これまでの施策の進捗・効果を評価するとともに、更なる施策を検討すべく、今般、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下に、「**資産運用立国推進分科会**」を設置。



2. 市場の信頼性確保に向けた取組

(1) 2024事務年度 金融行政方針

【「I. 1. 資産運用立国に向けた着実な進展等」から証券監視委関係を抜粋】

（4）市場の信頼性確保

インベストメント・チェーンを通じた好循環を支える基盤として、公正かつ透明性のある市場を維持し、資本市場の信頼性を確保することが不可欠である。このためには、当局による市場参加者等の監視機能の強化と監査品質の向上により、マーケットガバナンスを高める必要がある。

① 市場監視の強化

証券取引等監視委員会では、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護等を図るべく、「中期活動方針」（2023年1月公表）に基づき、的確・適切な市場監視を実施する。

不公正取引や開示規制違反について、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、その実態を解明するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応する。金融商品取引業者等については、金融商品の組成・販売・管理等の各段階において期待される役割等を念頭に置きながら、適合性原則等の業態横断的な視点や、各業態の特性等に応じた視点から、内部管理態勢の構築や販売状況を検証する。無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者を排除するため、裁判所への禁止命令等の申立てを行うなど、投資者被害事案に対して一層積極的に取り組む¹³。

また、市場監視の専門機関としての能力向上に向けて、デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化等に取り組む。

¹³ 2024年6月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策」においても、無登録業者の排除のための取組を積極的に推進することが掲げられている。



2. 市場の信頼性確保に向けた取組

(2) 検査結果に基づく行政処分勧告等

事案概要

(1) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為等

当社は、自社ウェブサイト上の広告において、株の利益の見込みについて著しく事実に相違する表示を行ったほか、事実であるかのように装うため法定帳簿に虚偽の内容を記載するなどした。

(2) 著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為

当社は、自社ウェブサイトの推奨実績ページにおいて、顧客に売り推奨を行った日付及び株価ではなく、買い推奨後の最も高値を付けた日付及び株価（推奨後高値）、当該株価を元に計算した株価変動率を記載しているものの、その点について本件推奨実績ページには一切記載しておらず、あたかも推奨後高値が当社が顧客に売り推奨を行った日付及び株価であるかのように記載している。

(3) 顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社は、投資顧問契約の締結の勧誘を行う際、当社助言商品の勧誘用ウェブサイトページに「本来の投資顧問料」を「割引後の価格」として記載した。

※ 令和5年12月15日、関東財務局長は株式会社ストックジャパンに対して、新たな投資顧問契約の締結に係る業務停止命令（1ヶ月）及び業務改善命令を発出

- 投資助言業者のモニタリングについては、これまで、ウェブサイト広告の表示内容や、無料メールマガジンの配信状況を確認し、法令違反に該当するような広告や勧誘行為が行われていないかを確認。
- 他方、投資助言業者等においても、**SNSを利用して情報発信を行う手法が広がり**を見せており、当局に寄せられている苦情の中でも、SNSに関するものが目を引くようになっている。

➔ **投資助言業者によるSNSを用いた広告や勧誘に対する検証を実施。**

検査結果に基づく行政処分勧告事案

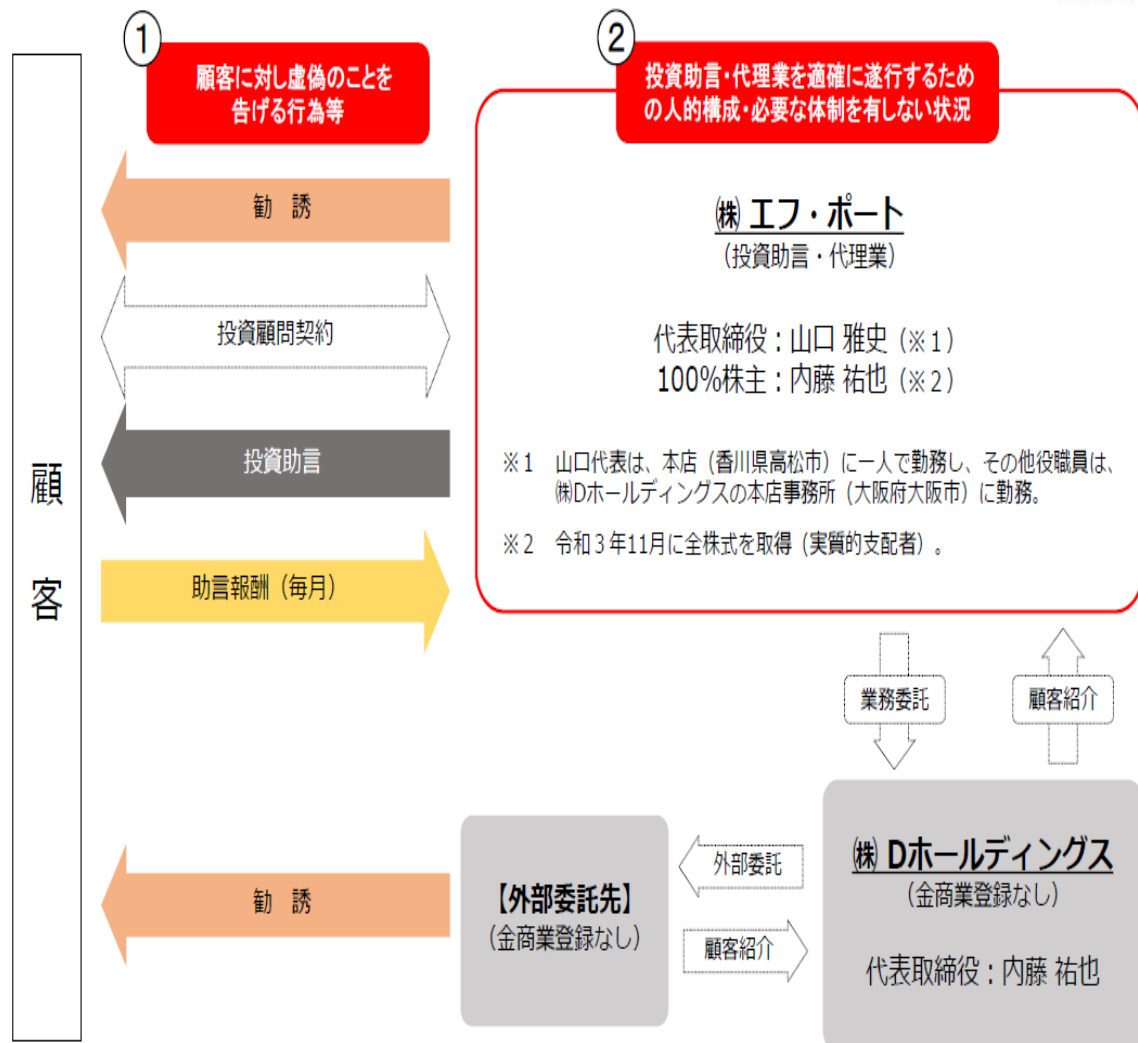
- 投資助言・代理業者 ② : (株)エフ・ポート (勧告日: R6.6.18) -

事案概要

- ① 当社助言者が億円単位での取引の実績や1億円以上の利益を上げた事実はないにもかかわらず、顧客に対し、当社助言者が「現役億トレーダー」であるなど虚偽の内容を告げた勧誘等を行っていた。
- ② 当社役職員は当社の100%株主に言われるがまま業務を行うなど、当該株主に実質的に支配されており、法令違反行為や不適切な業務運営をけん制・抑止する態勢となっておらず、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成及び金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況となっている。

※ 令和6年7月31日、四国財務局長は株式会社エフ・ポートに対して、登録取消し及び業務改善命令を发出

【本件事案の概要図】



(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載

検査結果に基づく行政処分勧告事案

- 投資助言・代理業者 ③ : (株)G & Dアドバイザーズ (勧告日 : R7.4.11) -

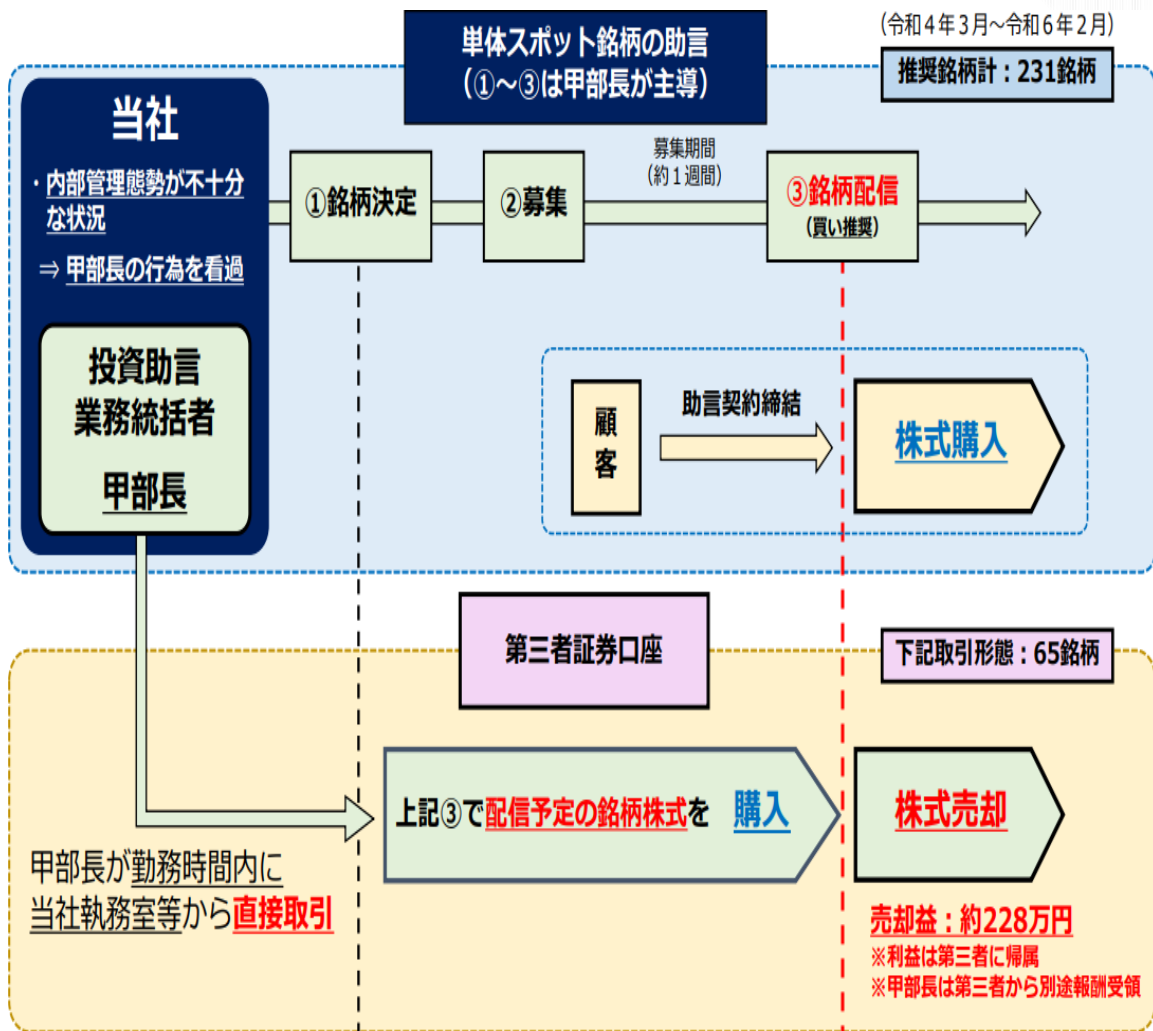
事案概要

- (1) 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況
 - 単体スポット銘柄の投資助言前に当該銘柄を買い付け、投資助言後に売り付ける行為等
- (2) 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して顧客に対し虚偽のことを告げる行為等
 - 虚偽の告知を含むメールマガジン19件を見込顧客延べ163,210名に配信、誤解表示を含むメールマガジン14件を見込顧客延べ117,903名に配信
- (3) 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為
 - 当社の投資助言に関して苦情の申出のあった少なくとも27名の顧客に対し、継続して投資顧問契約を締結してもらうことを意図して、投資顧問契約の終了後、契約期間を1か月以上、最大2年延長し、その間の投資顧問報酬を無償として投資助言を継続

※ 令和7年4月24日、関東財務局長は株式会社G & Dアドバイザーズに対して、新たな投資顧問契約の締結に係る業務停止命令(3ヶ月)及び業務改善命令を发出

【本件事案の概要図】

((1) 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況)



※説明のために簡略化しており、一部、デフォルムしている

検査結果に基づく行政処分勧告事案

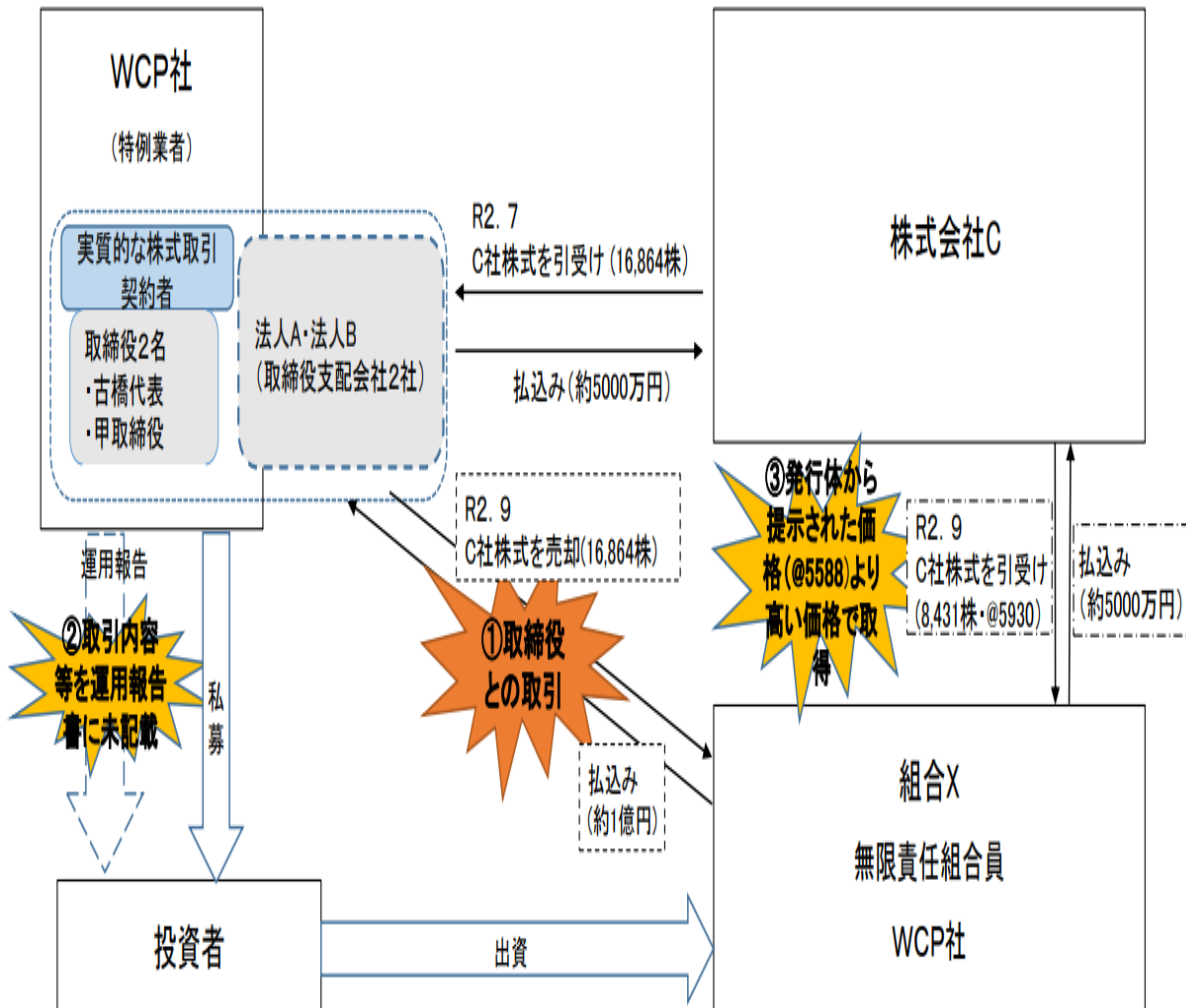
- 適格機関投資家等特例業務届出者：(株)WCP（勧告日：R7.1.17） -

事案概要

- (1) 投資者の同意を得ることなくファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行っている状況（取締役2名と取締役支配会社2社が実質的に同一であり、当社はファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行っている」と認められる。）
 - (2) 本件取引の内容について、投資者に交付する運用報告書に記載すべき事項を記載していない状況
 - (3) 投資対象株式の発行会社から提示された価格よりも高い価格で当該株式を取得している状況
- これらの状況は、投資者のために忠実に投資運用業を行っていないと認められる。

※ 令和7年2月13日、関東財務局長は株式会社WCPに対して、ファンド持分に係る私募（販売・勧誘）の停止（1ヶ月）及び業務改善命令を发出

【本件事案の概要図】 （組合Xの事例）



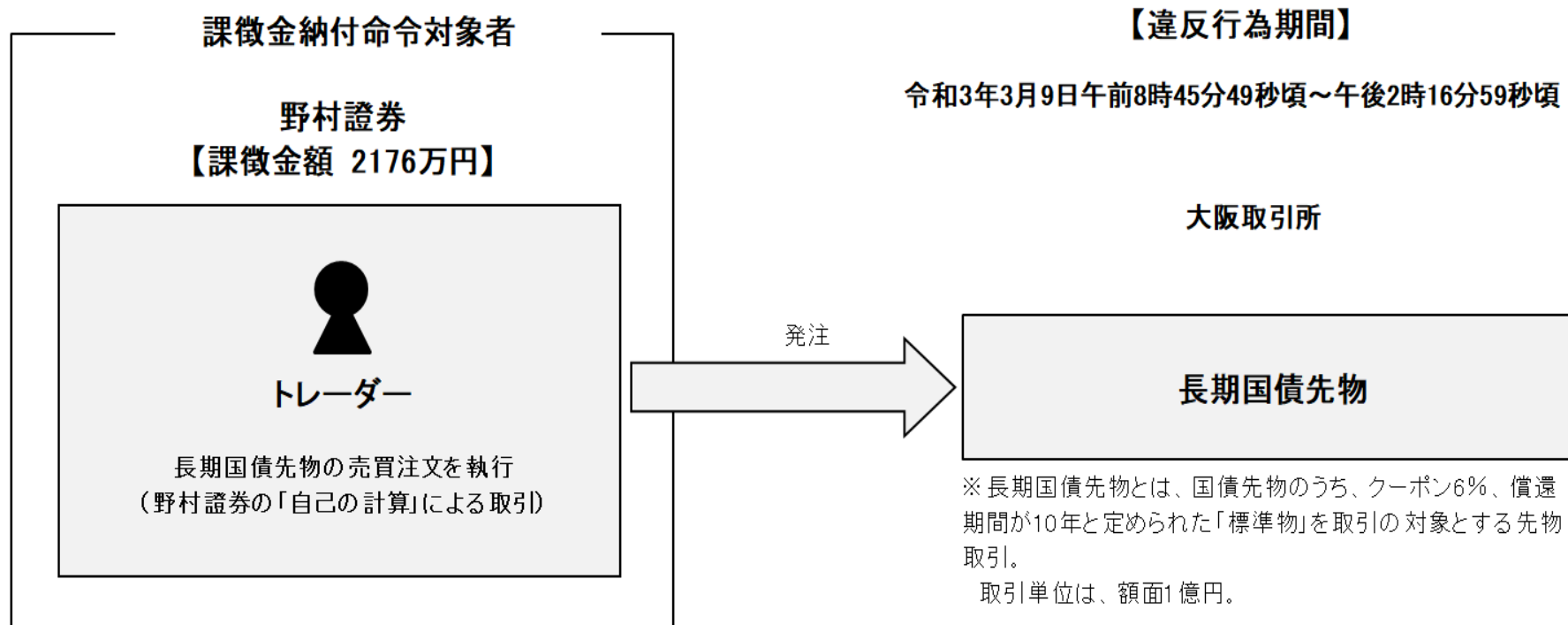
※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



2. 市場の信頼性確保に向けた取組

(3) 不公正取引に係る課徴金納付命令勧告及び告発

○違反行為事実の概要について

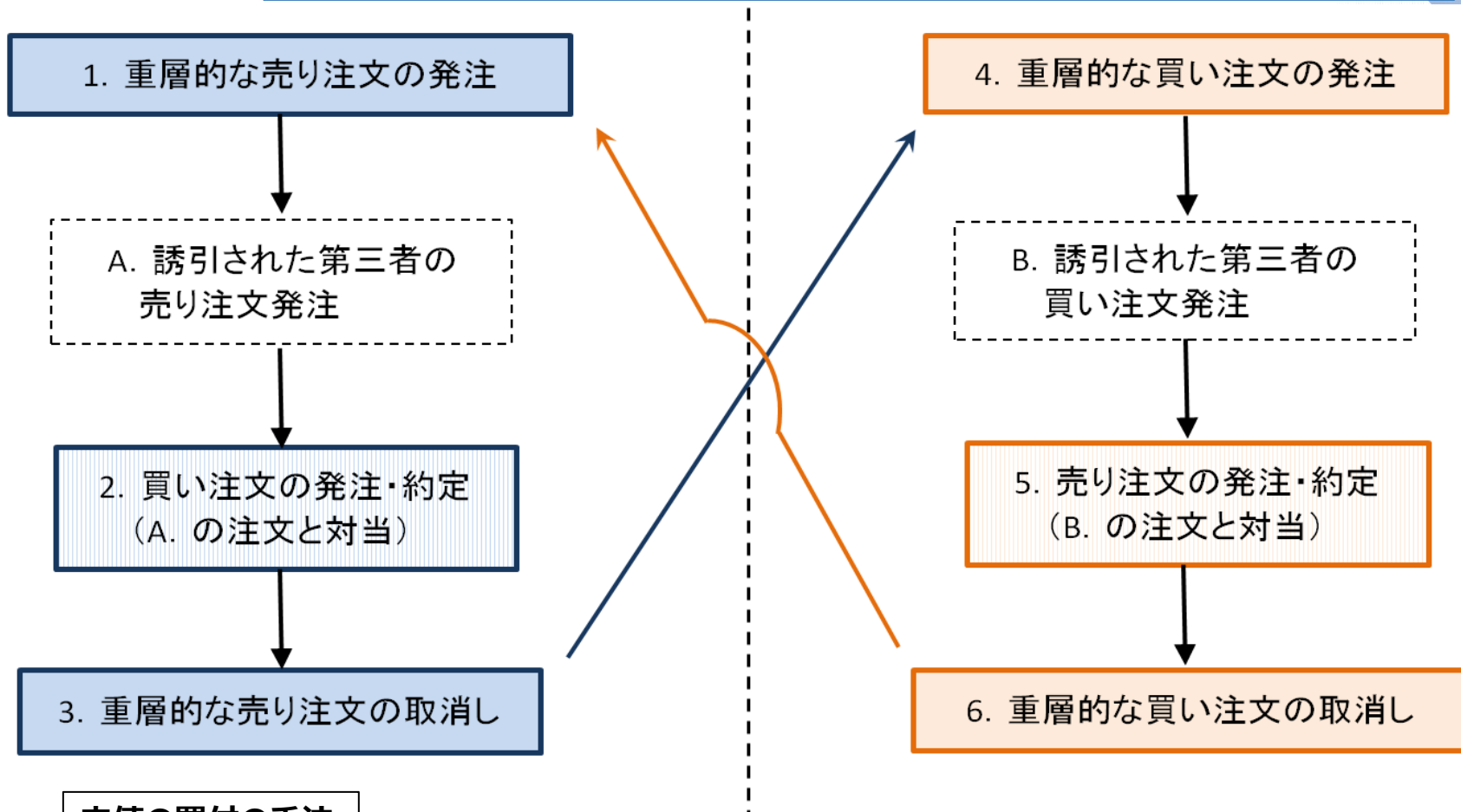


本件の特色

- 重層的な注文の取消率：98%、
- 重層的な注文の占有率(5呼値)：最大約74%(買い)、最大約70%(売り)、平均約47%

不公正取引に係る課徴金納付命令勧告

- 野村証券による長期国債先物に係る相場操縦（勧告日：R6.9.25） -



安値の買付の手法

1. 重層的な売り注文の発注： 最良売り気配又はこれに劣後する価格に複数の売り注文を発注。
→A. 誘引された第三者の売り注文が発注される。
2. 買い注文の発注・約定： A. の売り注文に対当するように買い注文を発注し、その買い注文が約定
3. 重層的な売り注文の取消し： 1. で発注した複数の売り注文をすべて取り消す。
※ 高値の売り付けの手法では 売りと買いが逆になる。

最近の主な告発事例（内部者取引）

金融庁職員による内部者取引事件の告発	告発日：令和6年12月23日
<p>犯則嫌疑者（金融庁企画市場局企業開示課課長補佐、裁判官出向者）は、公開買付届出書の審査等の職務に従事していたところ、同職務上の権限の行使に関し上場株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、合計10銘柄につきいずれもその公表前に、同株券をそれぞれ買い付けた。</p>	
東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件の告発	告発日：令和6年12月23日
<p>犯則嫌疑者A（東京証券取引所上場部開示業務室に勤務）は、上場会社との株券上場契約の履行等に関し、上場株券に対する各公開買付けの実施に関する事実を知り、実父である犯則嫌疑者Bに対し合計3銘柄につき利益を得させる目的をもって各事実を伝達し、同人が、いずれもその公表前に、同株券をそれぞれ買い付けた。</p>	
株式会社オウケイウェイヴ株券に係る内部者取引事件の告発	告発日：令和7年3月11日
<p>犯則嫌疑者（コンサルティング会社の代表取締役、公認会計士）は、上場会社との財務アドバイザリー契約の履行に関し、同社の資金運用委託先に対する預託金や運用益を回収できないおそれが生じた旨の重要事実を知り、損失を回避しようと考え、その公表前に同社株券を売り付けた。</p>	
信託銀行社員による内部者取引事件の告発	告発日：令和7年3月24日
<p>犯則嫌疑者（信託銀行の証券代行部門の管理職）は、顧客等の上場会社等に係るインサイダー情報の管理業務等に従事していたところ、同行が証券代行業務等を行う上場株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、合計3銘柄につきいずれもその公表前に、同株券をそれぞれ買い付けた。</p>	

金融庁職員や東京証券取引所社員のように市場を監督する立場にある者、公認会計士や金融機関職員のように金融市場に関するルールを率先して守るべき立場の者が行った内部者取引（インサイダー取引）は、いずれも証券取引の公正を害する悪質な行為である。証券取引等監視委員会は、引き続き、市場の公正性・透明性の確保に向けて、重大で悪質な違法行為に対し、厳正に対応していく。



2. 市場の信頼性確保に向けた取組

(4) 大量保有報告制度に係る課徴金納付命令勧告

～ 「令和5事務年度 開示検査事例集 (令和6年9月)」 より抜粋 ～

監視委 コラム

大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？

金融商品取引法に定められている大量保有報告制度は、法人であっても、個人であっても、保有する上場会社の株券の保有割合が5%を超えた場合には「大量保有報告書」を、その割合が1%以上増減した場合には「変更報告書」を提出することを義務付けています。

【大量保有報告制度の概要】

○ 提出義務は誰が負うか？

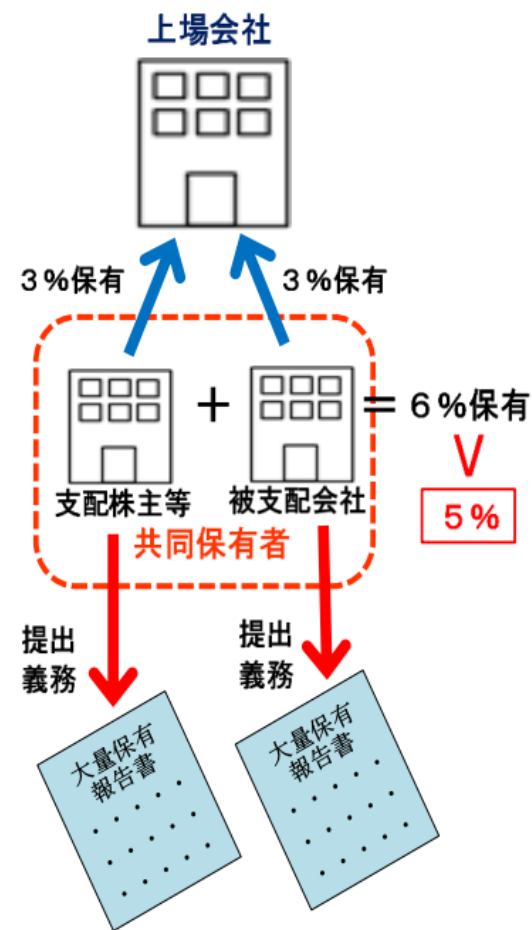
上場会社等が発行する株券等の保有割合（以下「株券等保有割合」という。）が5%を超えた「保有者」（法人・個人を問いません）は、原則、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を、その後、株券等保有割合が1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければなりません。

○ 誰が「保有者」に該当するか？

株券等の「保有者」には、自己の名義をもって株券等を所有する者のみならず、他人（仮設人を含みます）の名義をもって株券等を所有する者が含まれます。したがって、計算の帰属は本人でありながら、取引口座や株券等の名義を他人名義や架空の名義にして実質的に所有している者、名義書換をしておらず前の所有者の名義となっている株券等の所有者等も含まれます。

○ 「株券等保有割合」は「共同保有者」分も含めて計算！

「株券等保有割合」の計算に当たっては、「保有者」の保有株券等の数に「共同保有者」の保有株券等の数を加えて計算しなければなりません。「共同保有者」は、他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することに合意している者をいいます。また、このような合意をしていなくても、会社の総株主の議決権の50%を超える株式を所有する者（「支配株主等」）と当該会社（「被支配会社」）の関係を有する者（＝親子会社）、支配株主等を同じくする被支配会社同士の関係を有する者（＝兄弟会社）等も、「共同保有者」に含まれます（いわゆる「みなし共同保有者」です）。



開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告事案

- (株)三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載 -

勧告内容

- ・ 勧告日：令和6年6月28日
- ・ 違反行為者：①株式会社シンシア工務店
②大量保有者A(個人)
③株式会社和円商事
- ・ 課徴金額：①32万円、②40万円、③26万円

事案概要と特色

(概要)

- ・ 上記違反行為象者は、株式会社三ツ星株式について、法定提出期限(※)までに大量保有報告書又は変更報告書を提出せず、また、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を関東財務局長に提出した。

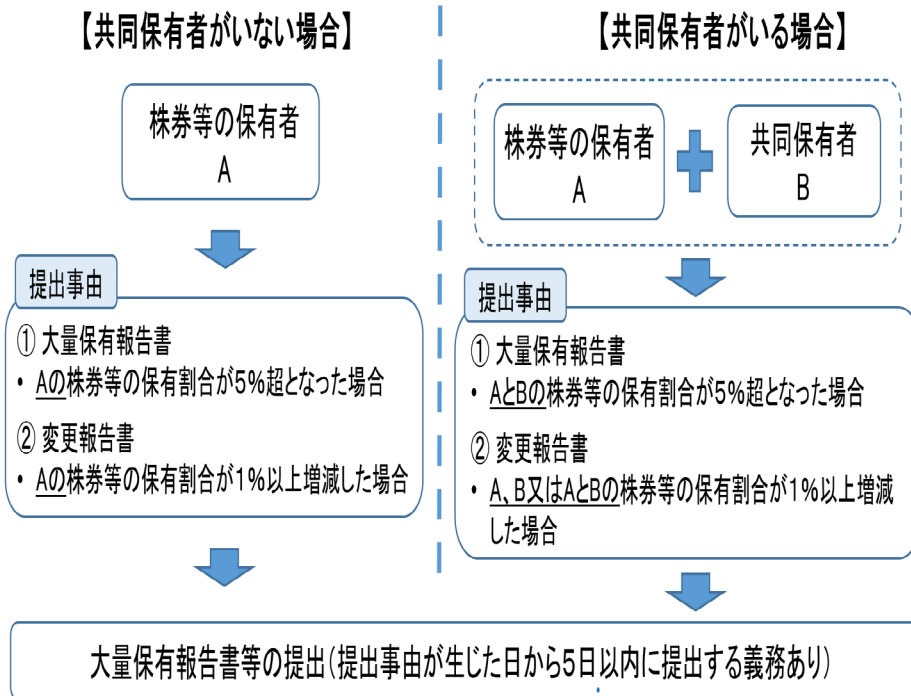
※ 大量保有報告書及び変更報告書の提出期限は、各提出事由の発生日の翌日から5日(土曜、日曜及び祝日等を除く。)である。

(特色)

- ・ 大量保有報告制度違反について、複数の者に対し課徴金納付命令勧告を行った初めての事案。

【不正行為の概要】

《大量保有報告書等の主な提出事由》



本件において、違反行為者は、提出義務が生じていたにもかかわらず、大量保有報告書等を法定期限内に提出しなかった。

※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告事案

- (株)サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等-

勧告内容

- ・ 勧告日：令和6年9月10日
- ・ 違反行為者：①株式会社サカイ（非上場会社）
②株式会社サンワ（非上場会社）
- ・ 課徴金額：①10万円、②10万円

事案概要と特色

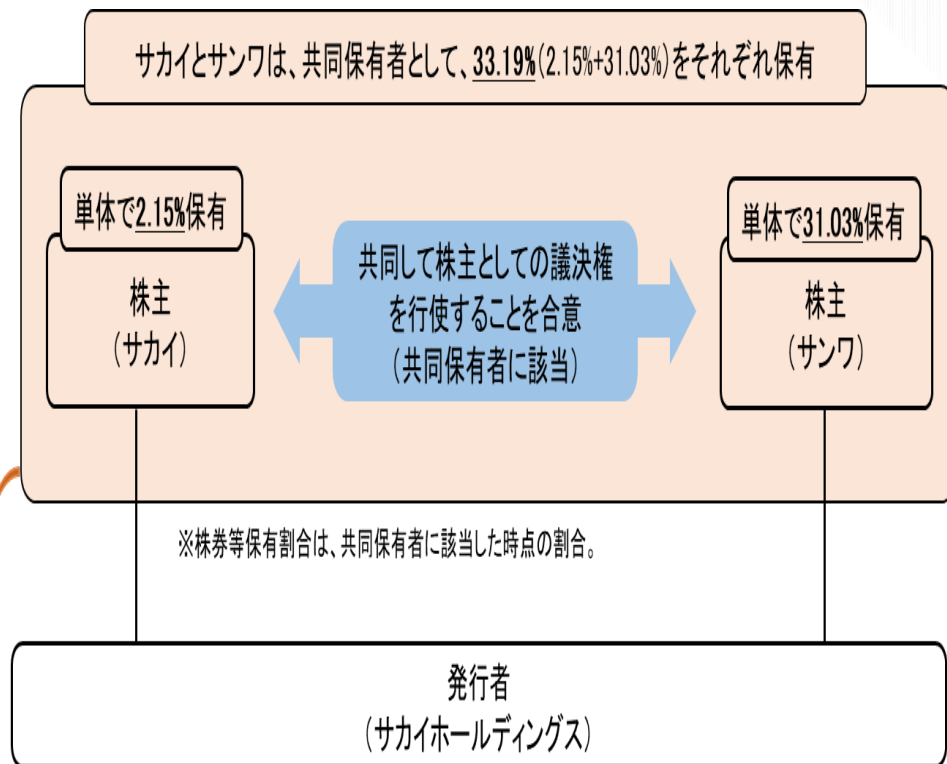
(概要)

- ・ 株式会社サカイホールディングスの株主であるサカイとサンワは、サカイホールディングスに対して株主提案（取締役の選任）を行うこと及びその賛成に関し、**共同して株主としての議決権を行使することを合意していた（共同保有者に該当）**。
- ・ サカイとサンワは、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書等を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある等の変更報告書を提出した。

(特色)

- ・ **共同して議決権を行使することを合意している場合に該当するとして、それぞれが共同保有者であると認定した初めての事案。**

【不正行為の概要】



サカイとサンワは、共同保有者に該当したにもかかわらず、大量報告書等を提出せず、又は虚偽記載がある等の変更報告書を提出した。

※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。



2. 市場の信頼性確保に向けた取組

(5) 新しい協会における自主規制機能強化への期待

- 2024年6月、日本投資顧問業協会と投資信託協会が、両協会統合について、「新しい協会の設立に向けて～統合の意義・目的～」を公表。新協会の取組み方針の1つとして、「一層の投資家保護のための自主規制機能」等を強化する旨明記。

2024年6月13日

新しい協会の設立に向けて～統合の意義・目的～

一般社団法人 日本投資顧問業協会 会長 大場 昭 義
一般社団法人 投資信託協会 会長 松下 浩 一

1. 高まる資産運用業への期待

国民の安定的な資産形成と、投資活動を通じた社会課題の解決に向けて、資産運用業が果たすべき役割は格段に高まってきており、政府においては、「資産運用立国実現プラン」を取りまとめ、投資信託から年金運用まで幅広い分野について、改革・高度化に向けた施策に着手している。

2. 統合の意義・目的

日本投資顧問業協会と投資信託協会は、従前から、投資者保護と投資者利便の両立を確保するため、業界自身の自治と専門性に基づき、自主規制ルールの整備等の役割を担ってきたが、資産運用業の改革・高度化が求められる中、広範かつ統一的な視点で資産運用会社の運用力の向上やガバナンス改善に取り組むとともに、投資先企業の企業価値を高め、成長と分配の好循環を実現するための取り組みがより強く求められている。

業界が資産運用立国の実現に貢献していくためには、両協会会員の総意で取りまとめた「資産運用業宣言2020」[※]に掲げた社会的使命である国民の安定的な資産形成、より良い暮らしと持続可能な社会実現への貢献と、それを果たすための「目指すべき姿」を実現していくことが重要である。そのためには、日本投資顧問業協会と投資信託協会が統合して新たな協会を設立し、新協会において強力かつ一体的に資産運用業の改革に向けた取組みを推進していくことが有効な手段であり、その結果として、資産運用業が、銀行業、証券業、保険業と肩を並べる存在として重要な地位・役割を担っていくことにも繋がるものと考え。

3. 新協会の取組み方針

新たな協会における活動内容については、特に以下の点に留意して進めたいと考えている。

- ・ 会員における、顧客利益を最優先とする業務運営の確保と未来志向でサステナブルな社会の実現に向けた取り組みの推進
- ・ 業界全体の健全な発展に資するよう、新規参入を含めた会員の公平な競争の促進
- ・ 資産運用立国の実現に向け、インベストメント・チェーンに関わる関係者と問題意識を共有しつつ、業界の改革に向けた取り組みの促進
- ・ 業界が将来に亘って健全に発展するよう、多様性に富む協会組織体制を構築し、グローバルな視点も踏まえつつ、政策立案機能、調査研究機能、一層の投資家保護のための自主規制機能、業界広報活動を強化

以上

3. 新協会の取組方針

新たな協会における活動内容については、特に以下の点に留意して進めたいと考えている。

(中略)

- ・ 協会組織体制を構築し、グローバルな視点も踏まえつつ、政策立案機能、調査研究機能、**一層の投資家保護のための自主規制機能**、業界広報活動等を**強化**



3. 参考資料

- (1) 証券取引等監視委員会 中期活動方針（第11期）
- (2) 令和6事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント
- (3) 証券モニタリング概要・事例集（検査指摘事項）

証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第11期：2023年～2025年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券監視委 の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

- (1) 有用情報の収集
- (2) 市場の変化等の適切な把握・分析
- (3) 国際連携の強化

II. 効果的・効率的な調査・検査

- (4) リスクベースアプローチに基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積極的な取り組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

III. 市場規律強化に向けた実効的な取り組み

- (9) 情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携強化

市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 財務局との協働・連携の推進
- 職員の戦略的な育成・活用等

Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明することにより、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

(7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して積極的に取り組みます。

(8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等（例えば、潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等）についても、積極的に対応します。

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(10) 関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。

金商業者等を取り巻く環境等

1. 取り巻く環境

顧客本位の業務運営の要請、詐欺的な投資勧誘の被害急増、持続可能なビジネスモデルの構築など

2. 規制の枠組み等の変更

①顧客本位の業務運営の確保に向けた対応の動き、②デジタル化の進展等への対応の動き、③資産運用の高度化・多様化、④不動産関連ファンド運用業者の利益相反防止態勢に係る明確化

3. 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

- 一種業: 適合性原則違反、銀証ファイアーウォール規制違反、作為的相場形成に係る注文受託、改ざんしたデータによるストレステスト実施
- 運用業: 利益相反管理態勢の不備、運用方針に係る意思決定プロセスの不備
- 助言業: 虚偽告知、誤解表示等
- 二種業: 特定有価証券等管理行為の要件未充足
- 無登録: 無登録での第二種金商業(外国の法令に基づく集団投資スキームの募集又は私募の取扱い)

業態横断的な検証事項

1. 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等 (複雑又はリスクの高い商品の販売、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況等)
 2. デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
 3. サイバーセキュリティ対策(インターネット取引における不正アクセス対策を含む)の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理(システム開発・運用管理や外部委託先管理を含む)の対応状況
 4. AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
 5. 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況
- 上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

規模・業態別の主な検証事項（一部抜粋）

■ 投資運用業者

- 運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備状況（取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢となっているかを含む）等

■ 投資助言・代理業者

- 虚偽等の説明による勧誘行為・広告手法や、忠実義務違反、主要株主・経営体制が変更された業者の内部管理態勢等

※各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

～「[証券モニタリング概要・事例集（2024年8月）](#)」より抜粋～

➤ 事例 1：運用の外部委託管理態勢に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【検査結果の要旨】

当社が運用するファンド・オブ・ファンズの商品特性等に応じた適切なモニタリングが行われていない状況が認められた。

➤ 事例 2：投資一任報酬の減額に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【検査結果の要旨】

当社は、投資一任報酬の減額に関するルールを定めておらず、当該減額が顧客に対する損失補てんや特別の利益提供に該当するか否かといった観点からの検証も行っていない上、減額の適切性等を判断するための証跡も入手していない状況が認められた。

➤ 事例 3：利益相反管理に係る態勢不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【検査結果の要旨】

当社は、各ファンドマネージャーが組入れを行う有価証券の銘柄、単価、株数及び売買の別に係る予定が記載された情報に係るアクセス管理が適切に行われておらず、利益相反取引を防止する態勢が不十分な状況が認められた。

～「証券モニタリング概要・事例集（2024年8月）」より抜粋～

➤ **事例4：投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況〔金商法第42条第2項〕（R4年1月21日勧告）**

【検査結果の要旨】

当社は、前回検査において、投資一任契約に係る善管注意義務違反の指摘を受け、これに対する改善策として、商品特性別の調査及び価格妥当性の検証プロセスを社内規程に加えるとともに、投資を決定する会議体にて当該調査等を踏まえた議論をするなどとしていた。

しかしながら、当社は、顧客との投資一任契約締結前後を通じ、商品特性に応じた十分な調査を実施していなかったほか、投資対象先ファンドの運用会社から、当該ファンドの解約受付の一時停止等、顧客資産に重大な影響を与える可能性がある通知が断続的に行われるなど、当社による投資判断が求められる事象が発生していたにもかかわらず、当社自ら投資判断を行っていないなど、運用財産の運用・管理を適切に行っていなかった。

～「証券モニタリング概要・事例集（2024年8月）」より抜粋～

➤ 事例5：顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況〔金商法第41条第1項〕 （R6年5月24日勧告）

【検査結果の要旨】

当社における投資助言業務統括者である甲部長は、当社が買付推奨の助言（配信）を行った銘柄（以下「単発スポット銘柄」という。）55銘柄のうち、少なくとも20銘柄について、特定の顧客に対し、単発スポット銘柄の配信前に助言銘柄を伝達するとともに売買等の助言を行っていた。

また、甲部長は、上記行為に加え、一部の顧客に対し、単発スポット銘柄の配信前に、銘柄名は伝達しないものの、どの程度の価格の銘柄かなどを伝達し、配信直後に銘柄名を伝達したらすぐに発注できるよう、準備を依頼したうえで、配信直後に当該銘柄名や成行注文による買付け等の助言を行っていた。

当社は、単発スポット銘柄の決定を行ってから配信を行うまでの情報管理方法に係る規定を定めず、情報管理が不十分な状況であるなど、上記の行為を防止するための内部管理態勢を構築していない状況であったことから、上記の行為を見過ごしていた。

※ 本件勧告事案に係る行政処分の概要：

- ・ 新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結の停止（2か月）
- ・ 業務改善命令

(参考) 証券監視委ウェブサイト・公表物のご案内

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

X @SESC_JAPAN



※ 当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、情報提供窓口をご利用ください。

各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、
証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等を紹介

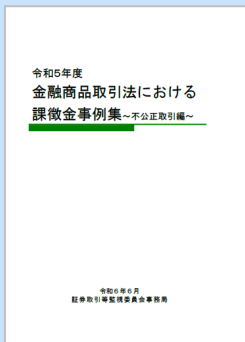
・課徴金事例集(不正取引編)、開示検査事例集:

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

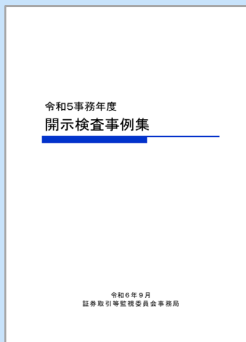


・証券モニタリング概要・事例集:

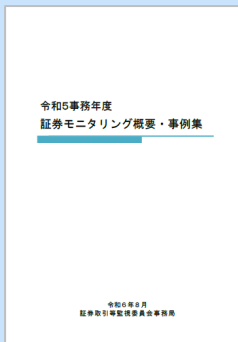
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijire>



課徴金事例集(不正取引編)



開示検査事例集



証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの
基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況(年報)

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの
(金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、
意義・特徴や発生原因、市場関係者や
投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

・市場へのメッセージ: 月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>





ご清聴ありがとうございました。

